

北朝鮮の弾道ミサイル発射に対し厳重な抗議を求める意見書（案）

去る9月15日、北朝鮮は、2発の弾道ミサイルを発射し、我が国の排他的経済水域（EEZ）内に落下したと推定される。これは、航空機や船舶の安全確保の観点から極めて問題のある危険な暴挙である。

今般の北朝鮮の弾道ミサイル発射は、我が国においても、地域においても、その平和と安全を脅かすものであり、これまでの弾道ミサイルの度重なる発射も含め、国連安保理決議に違反するもので、断じて容認できない極めて危険な挑発行為である。

和歌山県議会は、北朝鮮のこの軍事的暴挙に対して、国際社会と連携を取りながら厳重に抗議するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月28日

様

和歌山県議会議長 森 礼子
(提出者)
藤山 将材
長坂 隆司
奥村 規子
多田 純一

(意見書提出先)
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
国土交通大臣
防衛大臣
内閣官房長官